

明治期の保険研究者に関する認識学的考察

藤 田 楯 彦

1. 問題の所在

2002年6月、日本損害保険協会は損害保険の経営破綻処理の見直しのための制度改革を金融庁に要請した¹⁾。こうした業界動向は、いわゆる「逆ザヤ」問題から保険金支払を困難にするような生損保両事業の経営危機要因が未だ潜在していることを示唆している。ワールド・トレード・センターのテロ被害に再保険上かかわってしまった大成火災海上保険の経営破綻は別問題とするにしても、2000年の第一火災海や2001年の東京生命の経営破綻が最終的な「事件」の結末と信じる根拠は全くない。それどころか、契約者の本来の権利である長期性保険商品における予定利率や保険金は、経営破綻の顕在化を避ける目的で今後もその引下げや減額が検討されるに違いない²⁾。

本稿の目的は企業の財務構造や資産運用のあり方について直截に何か言及することには向けられていない。確かに、米国のエンロン社やワールド・コム社の破綻、ゼロックス社の虚偽情報開示など衝撃的な事件を通して、われわれは、いかに経営・会計制度に新基準を導入できても経営が資本を欺蒙したり第三者評価機関に錯覚を与えることはとても容易なのだ、と改めて認識させられている。いわんや大衆投資家には経営破綻を見抜く能力はない。保険契約者のような消費者がせいぜいできる自己防衛は、自己の家計行動を保険契約者と預金者および投資家に三分してそれらの費用負担の優先順位をつけることくらいであろう。問題はそれが可能か、というこ

とに尽きる。各種の教育や啓蒙活動によって消費者は金融から保険だけを分離できるのか、契約者として保険業や銀行の話法に距離を置くドライな対応ができるのか、ということになる。

この種の問題にはしばしば幻想的な解法が提供される。たとえば、取引情報の非対称性を指摘し、消費者に欠落している情報を如何に補充するかを提言する考え方である。しかし、取引における情報という以上は、取引主体の脳裡に共通した認識構造が成り立っていないければ情報は情報としての意味を持たない。なぜならば、総ての論理は人間の脳裡に存在するからである。

この前提は、ものを考える以上、自然科学、社会科学の領域を問わずに普遍的に成り立つ。脳裡の思考はいかなる形においても言語によってしか表現できない。言語は観察の対象を自分の脳裡と近似的に配列する唯一の手段と言って良い。合理的な思考はこの方法論としての言語を通じてしかできないのである。合理的思考のトレーニングとしての消費者教育という観点からは、保険を説明する諸言語は情報の送り手だけではなく受け手相互にもアセンブリー言語でなくてはならない。

別の言い方をすれば、完全には同じでない現象を人が同型的だとみなせるのは、その人の脳の中にその二つの現象を同じ現象とみなせる枠組み（構造）がある場合でしかない。いびつな円を手書きしても他人が円形と理解してくれるのは、ほとんどの人間が同じ認識構造を脳裡に持つからである。アナロジーは脳の思考構造に依拠している³⁾。

アナロジーの構造が無ければ情報の授受は存在しない。この前提条件を論駁しない限りは、住宅や自動車あるいは医療といった財やサービスについての消費者教育が、保険のようなアナロジーの成立し難い財についても全く同じように成り立つとは限らないのである。明治中期以降繰り広げられた保険学者達の学説紹介ラッシュは、他面では、日本人の脳裡においては保険商品という財のアナロジー認識がどれほど困難なものかを物語って

いる。

- 1) 『日本経済新聞』[2002・6・9]「保険金3ヶ月は全額保護」
- 2) 藤田橋彦 [2002] 「利率引下げ問題と生命保険会社の社会的責任」『保険学雑誌』第576号 日本保険学会, pp. 53~ 以下を参照のこと。
- 3) 養老孟司 [1986] 『脳の中の過程』哲学書房, pp. 9~25 等を参照のこと。

2. 日本人の保険をめぐるエピステーメ

上述した養老のアナロジー理論は構造主義的なM. フーコーの言説を借りるならこうも言える。「人間は、知にとっての客体であるとともに認識する主体でもある。その両義的立場をもってあらわれた」⁴⁾と。人が社会的営みの一つとして「考え」ついた保険制度を人が認識するとき、あるいは、認識させるときに、この両義性は教育現場に立ちはだかる。フーコーはキホーテを例題として16世紀の認識基底構造は17世紀のエピステーメを理解できないことを指摘した⁵⁾。キホーテが風車をドラゴンと認識するのは虚構ではなく、このラマンチャの男に象徴される時代のエピステーメが彼の周囲の時代のエピステーメと断絶的なあるいは不連続な構造を持つ現実からなのである。

保険について西欧と日本の断絶したエピステーメが最初に観察されたのは幕末であろう。英国初代駐日公使オールコックは『大君の都』のなかで、田村祐一郎の研究によると⁶⁾、当時の日本人が火災保険にまったく関心を示さず、まるで火災は台風か地震のような自然現象と同じであるかのような認識をし、定期的に火災によって一定区域が炎上するのを甘受している様を記述しているという。オールコックは幕府高官に対して火災保険の効能を説き献策したが一顧だにされなかったようだ。

生命保険については、これもまた田村の研究によると、西欧人が予想もしなかった発想から幕末の日本人たちは関心を持ったようだ。イタリア使節

団員アルミニオンは、ある富裕階層の日本人が、イギリスに設けられている生命保険に言及して、「一定の金額に対して何年の寿命延長が保証されているのかとただした」⁷⁾と記録している。

オールコックもまた幕閣たちから再三同様の奇妙な質問を受けたようだ。將軍吉宗のころから多少の西洋事情が日本に流入するようになったから、江戸時代にも一部の知識階層には生命保険なるものの存在が空想的に認識されていたのであろう。長寿を保つ万金丹のように、西欧の生命保険なるものには「何らかの巧妙な財政的措置によって寿命を無限に引き延ばしたり若返らせたり効能がある」⁸⁾かのように思い込んだ老中達の間質しにはオールコックも困惑したようだ。

本稿は田村を孫引きしその研究紹介をすることが目的ではないからこれ以上の言及は避けるが、日本には真の意味で保険的機能を持った制度や確率の概念は存在しなかった、というのが保険学の世界での定説といえよう。もちろん^{なげがね}抛銀とか桧垣・樽廻船のように海運リスクを担保する一種の冒険貸借や損害填補契約は中・近世の日本にも存在していたことはよく知られている⁹⁾。しかし、近代保険技術の中核となるアクチュアリーを基礎としたリスク分散の発想は明治期以前の日本人にはなかった。それどころか、除数とは平均値であると同時に確率的可能性を意味するという観念さえも明治期以前の日本人の生活に存在したかどうか疑問視する者もいる¹⁰⁾。それよりも何よりも、リスクに対処する自助と自己責任の認識が欠落していたといつてよい。それは今日でも日本人が問われる生活価値観であるかもしれない。つまり、明治期の日本人にとっては、近代保険という意味での保険は明らかに西欧社会から移植された制度以外のなにものでもなかったのである。

「保険」という漢字表現は和製漢語だが、今日では中国でも韓国でも用いられている。永田健介の訳出によるが、文部省が1877年にチェムバー

兄弟の『百科全書』(Information for the People)の邦訳を刊行した際に、Life Assuranceを「保険命」と訳し「イノチノウケアヒ」とふりがなをしたという¹¹⁾。この訳語自体は、リスク担保という観点からみると、それなりに本質をうまく表現しているように見える。当時の、そして現今の、日本人がリスクという概念を理解していればの話だが。

幕末から明治初期にかけて当代随一の合理主義者であった福沢諭吉でさえも、『西洋旅案内』では「災難請合」とか「海上請合」といったように、保険を近世の日本で用いられていた「請合」という表現によって生命保険やロイズを紹介していたのである。「請合ひ」は江戸中期から廻船問屋でも符丁としていたともいわれる。稲村三伯は1796年に完成させた『波留麻和解』の中で保険の訳語としてこの「請合ひ」を当てはめている。このハルマ和解の訳語を福沢も引用したのかもしれない。いずれにせよ、複式簿記とか保険といった存在そのものが日本人にとってまったく未知のものであった時代状況を考えると、「保険」という訳語を創出した永田健介のセンスにはなみなみならぬものがある。だがそれでも、多くの日本人にとってやはり保険とは何なのか分りにくい存在であった。

状況は現代でも変わらないかもしれない。保険とは何なのか^{シニニ}記号を並べ立てた説明を梗概化することは出来ても、概念として保険を把握できる日本人はそう多くはないだろう。保険と金融は混用され、ときには金融の都合の良いように運用されやすい。生命保険の経営破綻による消費者被害が一時払い養老生命保険や個人年金のような貯蓄性商品に集中するのも、保険業が銀行業との提携のなかで金融化に極度に傾斜したことに責任があるにせよ、保険の本来の機能である「掛け捨て」保障を好まず貯蓄と保険のあいまいな境界線上を選択する性向があることも原因したのだろう。「保険と金融の統合」といった言葉はしばしばもてはやされる。だが日本人の認識構造がもともと金融から保険を分離できないのだとすると、業界はいとも容易に統合を実現できてしまうことになる。つまり、保険のあり方に

批判も抵抗も胚胎しない構造のなかで日本人は生きていることになる。

- 4) フーコー, M. [1974]『言葉と物』新潮社, p. 332。(渡辺訳, Foucault [1966] Les Mots et Les Choses, Editons Gallimard, Paris)
- 5) 同書, p. 42。
- 6) 田村祐一郎 [1990]『社会と保険』千倉書房, pp. 3-6 を参照のこと。
- 7) 田村祐一郎 [2001]「生命保険受容過程の日米比較」『生命保険論集』第137号第2分冊, 生命保険文化センター, p. 41。
- 8) 田村祐一郎 [1990], p. 4。
- 9) 廻船や抛銀については保険論関係の多くの教科書で取り上げられているが, その多くは副次的資料に基づいている。戦前は, 川島元次 [1920]『朱印船貿易史』巧人社, pp. 148-165, などにみるように積極的な原資料研究がなされていた。そのうち戦火に焼失せず今日も現存する最古の証文は博多の豪商島井家の抛銀証文であろう。また, 廻船制度のリスク負担システムについても戦前の研究の方が原資料分析と言う点では格段に優れている。たとえば, 田中静夫 [1932]『原始保険之史的研究』交通経済社, pp. 423-468, など参照のこと。
- 10) 酒井泰弘 [1995]「日本人の数理思考(1)(2)」水島一也(編)『保険文化』pp. 49-82。
- 11) ただし, これに先立つ1852年, 原著者は欧州人と推定されるが, 林則徐の翻訳による『海國圖志』が中国で刊行されている。日本では1857年に鹽谷宕陰, 箕作逢谷らによって校訓後に出版されている。文中「中國以農立國 西洋以商立國 以利上下者, 一曰銀票 二曰銀館 三曰挽銀票 四曰擔保會 此三者中國皆有 此例惟擔保會則中國無之」とある。銀票は紙幣, 銀館は銀行, 挽銀票は為替, 擔保會は保険会社である。従って福沢や永田の着想が『海國圖志』などにも拠っていた可能性は捨てきれない。三浦義道 [1924]『保険学』東京巖松堂書店, pp. 41-43 等を参照のこと。

3. 近代化の過程での保険解釈

保険というものをまったく知らなかった日本の知識階級は, 当然のことながら, 保険とはどういうものなのか, それを言語で説明しようとした。既述したように, たとえば, 福沢は『西洋旅案内』を記したが, その末尾の注記において「災難請合とは商人の組合でありて平生無事の時に人より割合の金を取り萬一人へ災難あれば組合より大金を出して其損亡を救ふ仕法なり其大趣意は一人の災難を大勢に分ち僅の金を棄て大難を遁る、譯にて…」¹²⁾と述べている。

この記述は保険の機能を十分説明できたものとは言えないだろう。とはいえ、「金を棄て」とあるように、福沢は保険を利用者からみればリスク分割の費用であって金融機能ではないことを洞察していた。しかも、保険の説明を試みる際に外国の諸学説をそのまま翻訳してコピーをするというような紹介はしなかった。彼自身の脳裡で理解し組立てた保険像が率直に表明された。この点でも福沢は真の知識人であったといえる。

いずれにせよ、保険制度もまた、他の西欧的諸制度同様その論理的あるいは原理的存在理由が分ろうと分るまいと遮二無二日本に移植された制度であった。近代的保険業の生成については本稿では立ち入らないが、保険教育の定着も日本の近代化の過程できわめて重要な課題となったであろうことは想像に難くない。たとえば東京醫學校はドイツ人マイエットを語学教員として招聘したのだが、木戸孝允は彼の保険についての造詣の深さに目をつけ、日本におけるドイツ型保険の啓蒙と普及にあたらせようとした¹³⁾。大蔵省の委嘱によって1878年に彼が行なった経済問題調査の提言のひとつは、官営強制火災保険の創設であったことは保険研究者にはよく知られている。その後大蔵卿の大隈重信が家屋保険法案を太政大臣に上申するにいたったのだが政変によってこの法案は頓挫した。

官営事業としての火災保険業の起業は上からの資本主義政策のひとつである。急激な資本主義化のなかでの鉄血政策的な「飴と鞭」の飴効果も、あるいは、国家資金調達機能も期待されたに違いない。発展途上の極貧国でしかなかった日本の実情に適した保険制度と受け取られたのであろう。ドイツ型官営強制保険もビスマルクによる社会保険三部作（1883—84年）も、結局は、リストの『政治経済学の国民的体系』（1841年）の延長線上にあった。あるいは鉄血政策（1862年）の延長線上にあった。明治政府がドイツの諸制度を模倣しようとしたのはドイツの西欧社会における後進性の故ともいえる。

もっとも、実際には明治政府は官業案を捨て東京火災保険会社などの民

営保険業の育成に方針転換したのだから、政府の本音としては、公営強制保険案は政治的取引のブラフであって粟津の言うような国民教育の推進は念頭にはなかったのだろう。

これより40年近くを経た大正5年（1916年）になって公立保険である逓信省の簡易保険（現郵政公社簡易保険）が設立される。当時の保険学者でもその設立に賛否は分かれたが、著名な法学者の粟津清亮などは国营保険業を推奨する理由のひとつに、間接的防貧効果や社会安定効果と並んで、保険についての国民啓蒙効果を挙げているのは興味深い¹⁴⁾。もっとも啓蒙の効果はそのような社会保険制度で成果をあげえたか、疑問は残る。

明治の初期には、約款も保険料計算の基礎も米国会社のものをそのまま翻訳しただけ、というレプリカ型の保険会社も珍しくはなかった¹⁶⁾。レプリカ作りに必要な技術養成は大学教育である。1979年に東京帝国大学法学部課程に海上保険法講義が設置され、1893年からは東京高等商業学校に海上保険講座、火災保険、生命保険、保険学の各講義が順次設置された。以後次々と大学や高等商業学校などに保険関連講義が開設されていった。当時の大学教育としての保険学は今日よりも遥かに重要なものに位置づけられていたのである。

言うまでもなく保険制度が西欧の完全なるレプリカではアクチュアリー技術上破綻しやすい。1894年に東京帝国大学理科大学において藤澤利喜太郎が日本最初の生命表を発表したように、技術基盤に日本の実情を取り入れこれを実学として大学で講義するようになったのはある意味で当然であったろう。ではあるが、国民啓蒙の要素は大学教育の中にまったく企図されていなかった。藤澤の場合も生命保険の普及が国家的繁栄に繋がるという視点で論じているに過ぎない。そもそも大学教育が大衆から超然としていたのである。

保険について知識階層の国民啓蒙的な視点の必要性を論じた¹⁶⁾のは、

むしろ、若干国家主義的な傾向をもった学者たちであった。アドルフ・ワグナーを日本に紹介した金井延（東京帝国大学）やその教え子の粟津清亮などがこれにあたるだろう。しかし、保険販売の現実的な話法として用いられたのはこうし啓蒙的な論理ではなく、「助け合い」論的な販売話法であったに違いない。明治後期になって、前出した三浦義堂は明治初期を振り返り「日本傳來の地方的頼母子の思想と合體して諸國に所謂類似保險を勃興せしめた」と述べている。しかし、更に続けて、共済五百名社など明治初期の本格的な保険業起業段階では近代企業にとってはそうした互酬的機能も思想も皆無であったとして、たとえば、「其規約には外國に於ける生命保險の例を引きて設立の趣旨として居る。啓蒙時代の新知識に由て發起せられたことは明である。」¹⁷⁾と分析している。

保険事業は大数法則利用の技術に支えられる。多数の契約者の獲得なくしては設立はありえない。保険というものの存在をまったく知らない国民を加入させるためには、官の權威を以て強引に加入させるか、西歐的合理主義を土着の互酬思想で表装して勧誘する以外にない。その意味での保険啓蒙は封建制遺構を残存させた特殊なエモーションに訴える「啓蒙」であったといえる。つまり、保険の機能を客観的に理解させる教育は飽くまでも新知識を理解できる大学知識人や保険業の起業家たちに限定されていたのである。

- 12) 福沢諭吉 [1873]『西洋旅案内』慶応義塾主版局, 1873年。ただし、ゆまに書房編 [2000]『近代欧米渡航案内記集成第1巻』, P. 158, の複製版に拠っている。
- 13) 粟津清亮 [1910]『國立保險論』隆文館, pp. 424~426。
- 14) 粟津清亮 [1910]は、そのモデルをニュージーランドの公営保險にもとめて（たとえば pp. 308~ 以下）、今日の社会保險や労働保險の形態に類似した國立保險事業を提唱したが、その効果として、たとえば、「營利の目的を有せざる國立保險事業は、一般民衆をして保險の價値を味はしめ、保險思想の普及に貢獻すること言を俟たずして明なり。」(p.16)と述べている。
- 15) 三浦 [1924], p. 45
- 16) 粟津清亮 [1920]『改定保險学綱要』隆文館, p. 105~ 以下参照のこと。
- 17) 同, p. 44

4. 日本における保険紹介学説の社会的断絶

保険学説の系譜という視座から見ると、保険というものをどのように捉えるのか、というさまざまな論理的枠組みの紹介がなされたのは明治中期以降だともいえる。法律の実務家たちは当初から英米流の損害填補説で保険実務を処理していた。既述した藤澤利喜太郎が日本人の生命表を作成する以前は、英米人の生命表を借用している保険業が大多数であったくらいだから¹⁸⁾、保険は当事者の一方が、約定金額の報酬を得て、他方の一定の危険または事故による損害を賠償することを引き受ける契約である、といった英米法流の保険の概念をそのまま採用していた。

しかし、これでは日本人には、特に生命保険の解釈としては抵抗があったに違いない。人が死亡して保険金を受け取るのは、損害賠償と称して人のいのちを恰も物のごとく扱う行為であり、いのちを金銭で購ういやしい行為なのだ、と生命保険を賤視する建前論が日本では立ちはだかるだけである。日本の学者にはワグナーの損害分担説のほうがはるかに受け入れやすかったに違いない。保険の機能は財産上あるいは経済上不利な結果を加入者で分担することにある、とするワグナーの損害分担説はドイツ社会でも広く受け入れられていた。ドイツ人にとっても、英米法に依拠した損害填補説は生命保険を考えるとときに馴染みにくいものであったのであろう。

東京帝國大學では、既述したように、ワグナーに影響を受けた金井延から粟津清亮へと損害分担説が受け継がれていったが、東京高等商業學校では、1893年に開講した海上保険講座主任教授の村瀬春雄が、ウイレットの影響を受けながらも、個性的な損害分担説を展開していった。村瀬は損害分担説を説明した後につきのように書き加えている。

「世間往々保険を以って恰も事故の發生を豫防すべき呪いと同視すれども其不條理なるや敢えて説明を要せざるべし、何者或特定の危険に曝されつつある以上は其事故の發生は天災若しくは不可抗力に因るもの多く其損

害を被ると否とは何らの因果關係なければなり（中略）社會の未だ幼稚なりし時代に在りては何れの國に於いても只其災害の豫防をのみ計り（中略）安全を造物主若しくは神佛に祈願せるは畢竟當局者に心理的慰安を與ふるに止り其の災害の發生を絶対に豫防するの效果なきは古來事故發生の絶ゆる間なきを以て知るべし、於是乎未開時代においては此の如き損害の發生を以て神慮によるものと解釋し僅に慰藉の道を講じたりき、故に歐洲に於て中世紀の頃保險制度の稍盛に行はれんとするに當り宗教家の側に於て天意に悖るものなりとの説ありしが爾來宗教研究亦發達し災害に遭遇せる場合の救済は毫も宗教と矛盾することことなきを説くに至り茲に始めて保險制度は亦宗教と兩立するに至れり。』¹⁹⁾と。

当時の知的エリートのための教科書での言及である。村瀬が斯くも「世間」の状況について触れねばならなかったのかその理由は推測できよう。村瀬の目に映った日本人一般は、明治中期に到ってもなお、保険についての認識は西欧の中世段階にしか到達していなかったのだ。換言すれば日本人一般の保険認識は知識人の保険認識と断絶していたといえる²⁰⁾。

ところで、こうした損害という概念から説明せずに、人はなぜ保険を利用するのかを別の視点から説明しようとする知識人も現れた。たとえば志田鉦太郎である。1895年に日本保険学会を創設した志田鉦太郎はわが国最初の入用充足説提唱者であった。保険の機能は偶然に生じる入用を充足することにあるというイタリアのゴッピによって創設されたこの保険概念は、その後ドイツのマーネスによってあるいはレキシスによって一応の理論的体裁を整えた²¹⁾。志田の学派的連続性として、その後、印南博吉、大林良一などの研究が列挙できるが、印南は戦後「經濟準備説」という新説を唱え入用充足説を離れている²²⁾。

京都帝國大學では小島昌太郎が1917年に大著『保險本質論』を刊行し、オーストリアのフブカによる「生活確保説」を紹介推奨している。門下には近藤文治、佐波宣平、西藤雅夫などが輩出した。近藤もまたその後クロ

スタの提唱した「技術的特徴説」に立場を移動させている²³⁾。

日本にはその外にも生命保険否認説、統一不能説、危険転嫁説、財産形成確保説などさまざまな外国からの保険概念が紹介・導入された。第2次大戦後も日本ではこれらの学説が自己主張と論争を展開した。保険概念をめぐってこれほど執拗に論争を続けた国は日本ぐらいしか見当たらない。学問の始点は常に概念規定から、というドイツ流の学習方法を輸入したことも原因しているのだろうが、保険学者自身が保険について感覚的に認識できないので論争が果てしなく続いたともいえる。

あくまでも私見でありしかも十分な資料渉猟に基づかない試論でしかないが、ドイツの保険概念論争は日本のような保険の本質そのものを問う論争ではなかったのだろうと思われる。ドイツ社会はたとえばフッサール哲学のような現実主義的あるいは実学的人間認識の基盤がある。現象としての経験だけが唯一の生活世界であり、学問はその生活世界の徹底的究明以外にないとする現象学的方法論はハイデガーの「存在と時間」認識論に継承され実存主義へと展開して行く²⁴⁾。言い換えれば、現象と本質の結び付けが困難なときには仮の架け橋としての経験する意識や認識の分析から本質を推認する以外にない、というプラグマティカルな態度である。イタリアのゴッピなどによる人間の欲望認識研究を「欲求」に抽象化させてマーネスやレキシスが偶発的入用の概念として保険にとり入れたのも、ドイツ社会にフッサール＝ハイデガー型の強固な哲学を生み出す思考基盤があったからだともいえる。フッサールもマーネスもユダヤ系ドイツ人ではあるがドイツ社会のプラグマティズムが大きく影響している可能性は捨てきれない。

あるいはこうもいえる。ウイトゲンシュタイン（前期）は10代のときにショーペンハウエルを読了し、人間は二つの世界に二分されて実在するというテーゼを導いた。つまり、人間には概念的な理解ができないので語

ろうにも何も語れない世界と、知覚ができるのでそれについて語り理解しようとする世界が二重に存在するという発見である。彼の到達した結論は、当然、人間が知性によってものごとを理解しようとするのであれば知覚し言語で語ることでできる世界についての認識を追及するしかなく、概念的
理解のできない世界について論じるのは無意味だという現実主義的認識論であった²⁵⁾。ウイトゲンシュタインもその研究生活の大半をイギリスで過ごしたユダヤ系オーストリア人である。しかしそれでも紛れもなくそれはドイツ語圏社会の現実主義的な認識論から導かれたものであろう。

ドイツ人の大半はいまでもドイツ近代哲学を理解できないだろう。しかしドイツ哲学のほとんどはドイツ人を理解して構築される。それは保険学についても同様である。ドイツの保険概念論争は保険の「本質」をめぐる
論争であったというのが保険研究の通説であるが、恐らくそれは間違いだろう。ドイツ保険学の「偶発的入用充足説」や「偶発的欲求充足説」もまた、人間の欲望についての本質と保険という現実の制度の関係は完全には分らないけれど「とりあえずこのような概念的抽象化を仮構しておく」、といった実存的な発想から成立しているに違いない。

ところが日本ではそうではなかった。ドイツ保険学がドイツ人のエピソードを分析しながら保険を論じたのに対して、日本の保険学には日本人の分析が欠落していた。保険を論じる学問でありながら人間を観察し抽象化するというプラグマティズムに立てなかった。学問の技術を練磨させる点ではこうした論争は何らかの意義はある。しかし、国民啓蒙とか消費者教育といった観点では有用性を行使できる保険諸学説はなかった。金井、村瀬、粟津、三浦といった当時の第1級の先駆的保険研究者たちは、本稿で指摘しているように、日本人に保険を受け入れる思想が欠落していることに気づいていた。問題はそれが何故なのかを分析しなかったことにあった。輸入した保険の概念をまず知識階級に植樹することに腐心する前提には、到底一般大衆に保険思想を理解させることは無理だ、という諦念があ

ったのかもしれない。

技術的な面では日本社会はレプリカ製造段階を脱した。日本市場を開拓する固有の実業としての保険業のレベルに達した。だから、むしろ日本人を徹底研究したのは保険の営業実務の方であったろう。「助け合い」や「万が一のとき」といった日本人の心情や強迫観念を的確に捕らえた話法が販売実績の成功をもたらした²⁶⁾というべきだろう。ベーコンの「市場のイードラ」を引き合いに出すまでもなく、マーケティングとしては、そうした話法は功利的に有効だから当然の戦略となる。

それに対抗するものこそ消費者の人間としての知性である。知性の起点は猜疑である。こと金銭問題については自分以外は何も信じない。保険や金融などの営業話法に対しても懐疑主義的な態度をとらせるのが知性である。自己責任主義は懐疑主義と無縁ではない。こういった社会的知性を醸成する方向で研究は還元されなかった。保険業批判や告発が学問の姿を装って一部に現われたとしても、その蒙昧性ゆえに社会的知性には結合しなかったのである。

18) 三浦 [1924], p. 45

19) 村瀬春雄 [1926]「海上保険講義要領」東京村瀬保険全集刊行会 [1926]『村瀬保険全集』清水書店

20) 保険を呪いやお守りに連想させる日本人は現代でも少なくないだろう。自動車保険の解説に先立ち「自動車保険について知っていること」を幾つかの大学で学生に書かせてみると、「保険料が高くて腹立たしいがお守りだと思ってあきらめる」といった記述をする者が毎年1校に2, 3名はいる。アメリカの大学で教鞭をとっていたときの体験ではこうした連想をする学生はひとりもいなかった、というより「高すぎる保険料について魔除けを手に入れるコストだと考えて自分を納得させたことがあるか?」という質問の意図自体が理解してもらえなかった。まさか本気で保険をお守りと考える学生は日本でもないだろうが、事故対処として合理的かつドライに金銭で処理する制度に形而上的な感性や超自然主義的態度を結合させる日本人は珍しくない。

21) 印南博吉 [1942①]『ゴッピ氏保険理論の研究』損害保険事業研究所, pp. 4~5によると、志田鉦太郎は「マーネス氏は寧ろゴビー氏の創意を傷つけたと謂ふても宜しい決して十分に發展させたものではない。(中略)マーネス氏は未來慾望、未來入用に立脚しながらゴビー氏が折角損害と謂ふが如き限界観念より脱却した本旨を十分に理解せず再び 此限界観念へ立戻った」とマーネスを評価しなかったようである。

- 22) 印南博吉 [1956]『保険の本質』白桃書房, pp. 402-405, あるいは, 同 [1966]「保険における等価原則」生命保険文化研究所『所報』第13号, pp. 13~以下等を参照のこと。ただし「マルクス経済学の立場」に立って「社会経済学的立場」とするという印南の記述から推測すると,むしろ戦前の入用説やゴットルの国民経済学研究の方が思想弾圧からの隠れ蓑であった可能性もある。たとえば印南博吉 [1942②]『経済学の革新』科学主義工業社, pp. 67~以下, あるいは, pp. 123~以下, あたりには国家主義に宿を借りた社会主義経済研究の本音が推認されるかもしれない。こうした手法は, 戦前に高島善哉などのマルクス経済学者たちがスミス研究に立場を借りて理論構築を行なった方法に似ているともいえる。
- 23) 近藤文二 [1958]は「経済技術としての保険」生命保険文化研究所『所報』第13号, において, 保険が「いかなる制度として具体化されるかを明らかにする方が, より経済理論的ではないとの見解に達した。」とし, さらに保険というものは「その形態や組織を異にするするに応じて, その経済的役割も相違してくる」ので保険制度に純粋に共通するものは保険技術しかない(pp. 17~18)と移動理由を述べている。また, 同 [1966]「共済思想と保険思想」生命保険文化研究所『所報』第13号においては「最初の保険の定義では, (中略) 保険加入者の加入目的定義のなかにとりいれていたが, その後これは, 経済技術という言葉のなかにくまらせることができると考え, 保険技術説を主張するとともに保険の概念のなかでは, 保険目的をとり入れない方がよいと考えた」(pp. 28-29)とも述べている。機能主義を回避しようとするこの考え方は本稿の立場からは非常に興味深い。なお, 近藤文二 [1940]『保険学総論』有光出版, pp. 29~以下では, 統制経済下での保険の公益性理論が展開されているが, 上注の印南と同様, 戦前の近藤の生活確保説研究自体が社会主義思想弾圧からの回避路であったとも考えられる。
- 24) たとえば, Magee, B. [1998] *The Story of Philosophy*, Dorling Kindersley, London pp. 210~等を参照のこと。
- 25) Wittgenstein, L. [1921] *Tractatus Logico-Philosophicus*, Kegan, Paul, Trench, Trubner, New York, pp. 33~ff. ただし復刻版。
- 26) 藤田 [2002] pp. 61-64を参照のこと。

5. 保険概念の共同幻想を超えて

明治中期以降, さまざまな保険学者が自らが紹介した学説の信奉者となり, あるいは日本における学説継承者を名乗った。その理由は幾つかあるが, ひとつには, 政府がしばしば国営保険事業を企図したために賛否両論で理論武装が必要であったこともあるだろう。水島一也が指摘するように, 当時の小口国営保険案が社会政策的な効果と国家資金調達手段を構想していたことは明らかである²⁷⁾。もっとも, 前出の注記のように, 粟津などの

積極的な国営化論者には国民啓蒙的な効果を期待した者もいた。彼は必ずしも逡信省簡易保険に積極的であったとは言えないが、ビスマルク社会保険型の国立労働保険を熱心に提唱するなかで、たとえば、こう述べている。「労働保険の創設に依り一般社会政策上に美果を齎したるは又忘るべからざるの點なり。即ち之を労働者の方面よりすれば、彼等が自助自營の觀念を起したる事實にして、労働保険は貧民救助の法に非ず」²⁸⁾と。

栗津ならずとも当時の知識人たちは保険思想の普及以前に日本社会に自助の認識構造を構築しなくてはならないと感じたはずである。問題はその方法であった。戦後日本の国民皆保険制度の社会保障への導入は、社会政策的効果はあったにせよ、国民の自助意識を高めたとは到底いえないだろう。官威を以ってしても認識は強制できないのである。

ここで問題は再び、社会のエピステーメに存在しない概念を啓蒙教育とか消費者教育で新たに作り出せたのか、あるいは、これからも作り出せるのかという疑問に回帰する。そもそも、冒頭に記したように、教育は言語によってしかなしえない。言語とは単なる記号としてのコトバの羅列ではない。このことにほぼ同時期に気づいたのはソシュール²⁹⁾と前述のウィトゲンシュタイン(後期)³⁰⁾であった。コトバや数学が言葉としての意味を持つとすればそれは社会的に発話されるからなのである。

社会構造や時代、文化あるいは職業あるいは更に学問分野などが異なれば、その言葉は全く違う概念としてその世界に通用することになる。その意味では、誰かが表現する言語を真に理解するにはその言語を用いる人間を取り巻く世界を知る以外にない。われわれが言語それ自体を知ってその言語をどう使うか学ぶのは、われわれを取り巻く社会の諸状況からあるいはそれぞれの属する世界から学んでいく以外にない。ウィトゲンシュタインが「言葉の意味とはその言語における使用である」と指摘したのはわれわれの言語認識に対する脳裡の制約なのである³¹⁾。

上述した限界はそのまま保険や金融の研究にあてはまる。保険の研究は、

それ自体で保険の本質的全体像を把握するような方法論を断念する以外にない。そこで、仮の近似的な像を恣意的に作る、つまり、自分が観察しているいろいろな保険の現象の間に共通するものを抽出して擬構造となる共同幻想を作るのである。レヴィ・シュトロースが思いついたこの手法は、経済学など多くの社会科学で採用されている³²⁾。

このような擬構造は脳裡にある言語規則構造 (langue) の秩序に従っての仮の秩序づけ以外の何物でもない。そこで、競われるのは飽くまでも抽象化による簡明性や言語^{ラング}や記号^{シニョ}で表現された擬構造の美しさなのである。幻想は現実の実像ではない。共同幻想が破られるから「まさか!」という形で消費者利益は毀損さる。抽象理論や「賢い消費者」教育の防衛線を突破して発生するから被害が大きくなるのである。保険商品の失敗から消費者が自衛する方法論として消費者「教育」には期待できない、というのが当面の結論である。もちろん、たとえば消費者被害のケース・メソッド・アプローチのような問題発見型教育には展望もできなくはない。その考究については機会を改めることにしよう。

心より敬愛する恩師・上野格先生の一貫不変の知的態度こそわが指南針と襟を正しつつ、上記のように本稿の結論を仮構する。

- 27) 水島一也 [1968]「日本資本主義の生成・確立と保険事業」日本保険業史編纂委員会(編)『日本保険業史 総説編』保険研究所, pp. 70~ 以下参照のこと。また積極論者、粟津 [1920]は「元來政府の保険は安全にして確實なる保険事業を興し、且又特に労働者其他下級社會に在る所の者をして保険の恩澤に浴せしめんとするを目的としたるものにして、其反面に於いては固より政府の収利を目的としたるは蔽ふべからざる事實なり」(p. 193)と述べている。
- 28) 粟津 [1920], p. 300。
- 29) 丸山圭三郎『ソシュールの思想』岩波書店, pp. 83~84, および、丸山 [1983]『ソシュールを読む』岩波書店, pp. 224~ 以下。
- 30) 言語のみならず数学についてもそれは社会的に使われて意味を持つものであり数学に普遍性などない、とするワイトゲンシュタインの多元主義的数学論は同じく数学者であったフッサールの影響によるものと思われる。ワイトゲンシュタインはこうした視点から「アスペクト盲」という概念を導出している。この概念が後の数学者たちをして、たとえばフォン・ブラウンの没倫理

明治期の保険研究者に関する認識学的考察

性やゲームの理論の没社会性への批難に向かわせしめたことを近代経済学者たちは無視してはならないだろう。佐々木力 [2001] 『二十世紀数学思想』みすず書房, pp. 273~ 以下を参照のこと。

- 31) Wittgenstein, L. [1953] *Philosophische Untersuchungen*, Basil Blackwel, Oxford, SS. 344~ff.
- 32) レヴィ・シュトロース [1972] 『構造人類学』みすず書房 (荒川訳, Levi-Strauss) p. 224~ 以下参照のこと。